

件名

最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件（令和五年金融庁告示第三十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 伊藤 豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

		改 正 後	改 正 前
附 則			
	この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。	この告示は、令和六年三月三十一日から適用する。	
	〔項を削る。〕	（適用時期）	
備考	表中の「」の記載は注記である。	（経過措置）	
2	第四条第一項第四号及び第五号の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。	第四条第一項第四号及び第五号の規定は、株式会社商工組合中央金庫法及び中小企業信用保険法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定に基づき同項に規定する検討が行われ、必要があると認められる場合には同項に規定する所要の措置が講ぜられることとなることを踏まえ、当分の間、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債（同法附則第三十七条の規定により同法第三十条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。）については、適用しない。	

## 附 則

### (適用時期)

第一条 この告示は、公布の日から適用する。

### (経過措置)

第二条 この告示の適用の日（次項において「適用日」という。）において最終指定親会社（金融商品取引法第五十七条の十二第三項に規定する最終指定親会社をいう。）又はその子会社等（当該最終指定親会社の子会社（同法第二十九条の四第四項に規定する子会社をいう。）その他の当該最終指定親会社と特殊の関係のある者をいう。）が現に保有する商工債（株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第三十三条の規定による商工債をいう。次項において同じ。）については、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件第四条第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。

2 適用日の翌日以後に発行される商工債については、同日から起算して二年を経過する日までの間は、最終指定親会社が当該最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める

大口信用供与等に係る健全性の状況を表示する基準を定める件第四条第一項第四号及び第五号の規定は、適用しない。